

岩手県医療局管理規程第3号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 33%;">室</th> <th style="width: 33%;">科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">診療支援室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第4条 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療及び助産に関すること（中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。）。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 医療研修部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	センター	室	科	救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）				診療支援室	[略]		医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）			[略]		<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部又はセンター</th> <th style="width: 33%;">室</th> <th style="width: 33%;">科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>診療部（中部病院に限る。）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">診療支援室</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>医療研修室（中部病院に限る。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第4条 診療部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療及び助産に関すること（<u>中央病院の診療部にあっては、中央手術部及び救急医療部の所掌するものを除く。</u>）。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 医療研修部<u>及び医療研修室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	部又はセンター	室	科	<u>診療部（中部病院に限る。）</u>			救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）				診療支援室	[略]		<u>医療研修室（中部病院に限る。）</u>			医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）			[略]	
センター	室	科																																			
救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）																																					
	診療支援室	[略]																																			
	医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）																																				
	[略]																																				
部又はセンター	室	科																																			
<u>診療部（中部病院に限る。）</u>																																					
救命救急センター（大船渡病院及び久慈病院に限る。）																																					
	診療支援室	[略]																																			
	<u>医療研修室（中部病院に限る。）</u>																																				
	医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、江刺病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）																																				
	[略]																																				

[略]

7～26 [略]

(職)

第5条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		職	職 務
本庁	課及び室	特命参事	[略]
		特命課長	[略]
		[略]	
	[略]		
病院	[略]		
	医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室	[略]	
	[略]		

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、特任栄養士、上席医療社会事業士、特任臨床心理士及び特任歯科衛生士	[略]
--	-----

5 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

[略]

7～26 [略]

(職)

第5条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		職	職 務
本庁	課及び室	特命参事	[略]
		副看護指導監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		特命課長	[略]
	[略]		
[略]			
病院	[略]		
	医療研修室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室	[略]	
	[略]		

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

特任薬剤師、特任診療放射線技師、特任臨床検査技師、特任臨床工学技士、特任理学療法士、特任作業療法士、特任視能訓練士、特任言語聴覚士、特任理療士、特任看護師、特任助産師、特任管理栄養士、上席医療社会事業士、特任公認心理師、特任臨床心理士及び特任歯科衛生士	[略]
--	-----

5 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、 <u>主査管理栄養士、主査栄養士</u> 、主査医療社会事業士、主査臨床心理士及び主査歯科衛生士	[略]
---	-----

6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、 <u>主任栄養士</u> 、主任医療社会事業士、主任臨床心理士及び主任歯科衛生士	[略]
--	-----

7 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、医師、 <u>歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、<u>栄養士</u>、医療社会事業士、臨床心理士及び歯科衛生士</u>	[略]
--	-----

8 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>ボイラー技士長、主任ボイラー技士、ボイラー技士、主任運転技士、運転技士、主任電話交換手、電話交換手、調理長、主任調理師、調理師、<u>主任作業手、作業手、主任技能士、技能士及び事務補助員</u></u>	上司の命を受け、 <u>事務、技術、作業又は労務に</u> 従事する。
--	-------------------------------------

9 第6項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

診療放射線技師長、副診療放射線技師長、 <u>特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診</u>	[略]
--	-----

主査薬剤師、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査臨床工学技士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士、主査言語聴覚士、主査理療士、 <u>主査管理栄養士、主査医療社会事業士、<u>主査公認心理師</u>、主査臨床心理士及び主査歯科衛生士</u>	[略]
---	-----

6 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任、主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任理療士、主任看護師、主任助産師、主任管理栄養士、主任医療社会事業士、 <u>主任公認心理師</u> 、主任臨床心理士及び主任歯科衛生士	[略]
--	-----

7 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、医師、 <u>歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、<u>公認心理師</u>、臨床心理士及び歯科衛生士</u>	[略]
--	-----

8 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>調理長、主任調理師、調理師及び技術補助員</u>	上司の命を受け、 <u>労務に従事する。</u>
-----------------------------	--------------------------

9 第6項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

診療放射線技師長、副診療放射線技師長、 <u>特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診</u>	[略]
--	-----

<p>療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、<u>管理栄養士又は栄養士である栄養管理科長及び栄養管理科次長並びに特任管理栄養士、特任栄養士、主査管理栄養士及び主査栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士又は主任栄養士並びに臨床心理科長、特任臨床心理士及び主査臨床心理士を置かない臨床心理科の主任臨床心理士</u></p>	<p>療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、<u>栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに公認心理師又は臨床心理士である臨床心理科長、特任公認心理師、特任臨床心理士、主査公認心理師及び主査臨床心理士を置かない臨床心理科の主任公認心理師又は主任臨床心理士</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。